

楽学宅建 3か月合格塾  
【法改正のお知らせ】

(3456)

平成 24 年 6 月 27 日  
株式会社住宅新報社 書籍編集部  
TEL. 03-6403-7806

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の本試験は、平成 24 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題され、平成 24 年 10 月 21 日（日）に実施されます。

ページ・位置	改正前	改正後
P538 上 9 行目	平成 18 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで	平成 18 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
P540 上 2 行目	平成 18 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで	平成 18 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
P544 上 1 行目	個人が、平成 24 年 3 月 31 日までの間に	個人が、平成 26 年 3 月 31 日までの間に

【正 誤】 上記書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P69 上 6～7 行目 表内 「管理行為」の内容	（賃貸借契約の締結・解除，共有物	（賃貸借契約の解除，共有物
P443 「2 重要事項説明内容」 の表内 ②の説明事項	定めるものに関する事項	定めるものに関する事項の概要
P447 表内⑨の説明事項の 3 行目	国土交通省令で定める事項	国土交通省令・内閣府令で定める事項
P448 上 1 行目 下 2 行目	「国土交通省令で定める事項」	「国土交通省令・内閣府令で定める事項」
P448 上 3 行目	「国土交通省令で定める事項」	「国土交通省令・内閣府令で定める事項」
P450 下 3 行目 下 1 行目	「国土交通省令で定める事項」	「国土交通省令・内閣府令で定める事項」